

令和6年10月分(12月支給分)から

児童手当の制度が変わります!

1 制度改正の主なポイント

① 高校生世代まで支給期間が延長されます

改正前(現行)	【改正後】
15歳年度末 (中学校卒業月)まで	18歳年度末 (高校卒業月)まで

② 収入に関係なく、支給されます

改正前(現行)	【改正後】
所得制限あり	所得制限なし

③ 3人目以降のお子さんの支給額が増えます

改正前(現行)	【改正後】
高校生世代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用	大学生世代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用
3人目以降、1人につき月額 15,000 円	3人目以降、1人につき月額 30,000 円

④ 支給月が変わります

改正前(現行)	【改正後】
年3回支給	年6回支給
6月、10月、2月	12月、2月、4月、6月、8月、10月
4か月分ずつ支給	2か月分ずつ支給

2 制度改正後(令和6年10月分から)の支給月額

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	1人につき月額 15,000 円	1人につき月額 10,000 円
第3子以降	1人につき月額 30,000 円	大学生世代(※)のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合

※ 大学生年代の子は、同居・別居、進学・就職等の状況にかかわらず、親等の経済的負担がある場合カウント対象になります。親等の経済的負担がない場合はカウントされません。

手続きについては裏面をご覧ください

公務員の方は勤務先から支給されます。
手続きについては、勤務先にご確認ください。

3 手続きが必要な方

- ① 所得制限で児童手当（特例給付を含む）を受給していない方
- ② 中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子を養育している方
- ③ 大学生年齢の子(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)と高校生年代までの子を合わせて3子以上養育している方

※大学生年代の子は、同居・別居、進学・就職等の状況にかかわらず、親等の経済的負担がある場合カウント対象になります。親等の経済的負担がない場合は申請不要です。

4 手続き方法

標津町に住民票がある方は以下のとおりです。

標津町以外に住民票がある方は各市町村へお問い合わせください。

◎提出書類（各種様式は下記お問合せ先または標津町ホームページから取得できます。）

上記の①及び②に該当する方

「認定請求書」及び「所得の確認に係る同意書」

※進学等によりお子さんの住民票が町外にある場合は、「監護・生計同一申立書」も併せてご提出ください。

上記③に該当する方

「監護相当・生計費の負担についての確認書」

（大学生年齢の子に対して経済的負担があることを申し立てる書類です）

※次の方は別途提出書類が必要ですので、下記お問合せ先にお電話ください。

- ・DV（配偶者からの暴力等）被害を受けている方
- ・離婚または離婚協議中で配偶者と別居（世帯分離も含む）している方

◎提出場所 標津町役場 住民生活課5番窓口

◎提出期限 令和6年10月31日(木)

お問合せ先

標津町役場住民生活課 保険医療担当 TEL 0153-85-7243